

「水戸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の策定について(概要)

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下「基本構想」)は、農業経営基盤強化促進法の趣旨を踏まえ、法第6条の規定に基づき策定するものです。

「基本構想」については、法施行令第2条の規定により、概ね5年ごとに、その後の10年につき定めることとされており、平成6年の策定を始めとして、平成12年、平成18年、平成22年、平成24年及び平成26年に見直しを行ってきたところです。

「基本構想」は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標や効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、農用地の利用集積に関する目標等について総合的に定めるものです。

2 策定理由

平成28年4月1日付、茨城県における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」)の見直しに伴い、水戸市基本構想の策定を行うものです。

3 「基本構想」(変更案)の概要

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

県の「基本方針」の内容に即し、(旧)第1策定の趣旨、第2水戸市の現況、第3農業経営基盤の強化の促進に関する目標を第1に集約した。

1. 策定の趣旨

県の「基本方針」の見直しを踏まえ、「基本構想」については、本市の農業政策の指針である「水戸市農業基本計画(第4次)」(以下「基本計画」)との整合を図りながら、総合的に定めるものとする。

2. 本市の現況と今後の方針

本市農業においては担い手の高齢化と減少等の課題、さらに、今後TPP協定等による貿易自由化の進展等による環境の変化が予想される中、「基本計画」に基づき、農業従事者等の確保、経営の効率化・規模拡大等による「産業として成り立つ農業の確立」を目指すとともに、農畜産物の消費拡大等による「市民の暮らしを支える農業の推進」を目指すものとする。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の目標

県の「基本方針」及び平成25年度茨城県市町村民経済計算を基に、認定農業者の年間労働時間目標及び年間農業所得目標の見直しを行った。

認定農業者の年間労働時間目標	2,000時間	(変更なし)
年間農業所得目標	530万円	→ 550万円 (変更)

4. 新たに農業を営もうとする青年等の目標

「基本計画」に基づき、新規就農者数の目標を年間8名から10名に変更した。

年間労働時間目標及び年間農業所得目標については、県の基本方針の考え方を採用。

認定新規就農者の年間労働時間目標	2,000 時間	(変更なし)
年間農業所得目標	250 万円	(変更なし)

5. 施策の方向

「基本計画」に基づき、施策を方向付けるものとする。

6. 推進体制

生産活動の主役である農業者を中心に、本市、市農業公社、市農業委員会、JA、県央農林事務所経営普及部門等の関係者が一体となって施策に取り組むこととする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

県における農業経営の指標の見直しを踏まえ、営農類型の変更を検討した。

個別経営	1 2 類型
うち、1 普通作	麦+大豆 → 飼料用米 (変更)
集落営農組織	1 類型 (変更なし)

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本市における新規就農の事例を踏まえ、営農類型の変更を検討した。

個別経営	5 類型
うち、2 露地ネギ	→ 露地ネギ+施設ネギ (複合経営) (変更)

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

・「基本計画」に基づき、集積農用地の考え方及び集積面積目標を変更した。

農用地 4,527ha (農振農用地)	→ 農用地 6,730ha (耕地面積) (変更)
集積面積目標	40% → 50% (変更)

・農地中間管理事業を柱に、利用権設定等促進事業及び農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事業

・農地法改正により、(呼称)農業生産法人を農地所有適格法人に変更。

・8 (1) ア 本市における農業生産基盤の整備事業に国営緊急農地再編事業を追加。